

第3号議案 2020年度事業計画

I 2020年度 基本方針

三重県社会福祉士会は1994年に任意団体として設立され、2009年度には一般社団法人三重県社会福祉士会となり、現在に至ります。この期間には、1995年に阪神・淡路大震災、2008年のリーマンショック、2011年には東日本大震災など様々な自然災害や経済危機がありました。そのような状況の中でも、社会福祉士や多くの支援関係者等が、様々な課題を抱え厳しい状況におかれている人々に寄り添い、必要な支援を行うことで、その人々が安心して暮らせる地域づくりをしてきました。

今回の新型コロナウイルスにより、県内においても大きな困難に直面する可能性があります。その困難をできるだけ軽減させていくには、一人一人が感染の広がりを抑え、医療関係者や食品関係者等の生活を支えている人々に感謝し、感染者やその家族に対して、物理的には離れていますが励まし、支えていくという姿勢が重要です。

そのためには、各会員が福祉のプロフェッショナルであることを自覚し、周りに流されない普遍的な価値観をしっかりとって、活動していく必要があります。

今年度は既存の活動を見直し、インターネットやSNS等を活用した情報共有、遠隔でのビデオ会議や研修会・交流会など、ICTの活用にも力を入れていきます。

この難局を乗り越えるため、危機を機会（チャンス）と捉え、これからも会員支援の充実と関係機関との連携や協働に努め、必要なソーシャルワークを展開していきます。

<重点目標>

- 1 ひとり一人の会員を大切に、会員支援の充実を図ります。
 - (1) 支部と本部の繋がりを深め、会員同士の顔が見える関係を構築します。
定期的に支部代表者と理事の合同会議を開催し、情報共有に努めます。
 - (2) ICTの活用を進め、迅速かつ円滑な会員コミュニケーションを目指します。
オンライン会議ができる環境整備、ホームページの精度アップを行います。
 - (3) 一泊研修会を開催し、会員の交流を深めます。
 - (4) 「事務局からのお知らせ」は定期的にお届けします。

- 2 法人組織のあり方・事業の行い方を見直します。
 - (1) 「部会・委員会見直しプロジェクトチーム」での検討を深めます。
 - (2) 新しい事業の提案募集、活動への支援を実施します。

- 3 会員の資質向上と実践力強化のため、研修内容の改善を図ります。
 - (1) 新入会員等へのオリエンテーションを開催します。
 - (2) 基礎研修会の受講、スーパービジョンの活用を薦めます。
 - (3) e-ラーニングを検討します。
 - (4) 認定社会福祉（認証）研修会を開催します。

- 4 他職種、他団体との連携を深めます。
 - (1) スクールソーシャルワーク、ヤングケアラー支援、困窮外国人支援等により、社会福祉士の実践力を示していきます。
 - (2) 権利擁護にかかる弁護士会、司法書士会、リーガルサポート等との協働を通して虐待防止活動を展開していきます。
 - (3) ソーシャルアクションを展開していくことにより社会福祉士の社会的認知や地位向上を目指していきます。
- 5 事務局体制の充実強化
理事会・三役会と事務局との連携をはかり、適切な会運営を行っていきます。

II 事業

1 委託事業 〈地域生活定着支援センター〉

2020年度も県からの委託を受け、以下の運営方針に沿って事業を行います。

- (1) 特別調整や一般調整による保護観察所からの支援依頼に積極的に応じます。
- (2) 面接や調査により対象者を取り巻く状況の理解を深め、適切な繋がりを形成し、対象者にとって真に豊かな生活を追求します。
- (3) 矯正施設退所後の生活が、真に対象者のニーズに即したものとなるよう多様な福祉サービス等が展開できるように努めます。
- (4) フォローアップ期間は一律に定めず、できるだけ地域での支援に移行する観点は保ちながらも、必要と思われる支援を実施します。
- (5) 福祉支援機関や福祉行政機関等との連携を進め、ネットワークを広げます。
- (6) 支援を通じて行政課題を明らかにし、多方面に働きかけます。
- (7) 当会司法福祉委員会と協働して、会員に向けた啓発に努めます。
- (8) 支援力向上のために人材育成に努め、安定したセンター運営を行います。

III 各委員会事業計画

1 〈生涯研修センター運営委員会〉

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、例年計画されている研修事業の多くが、中止を余儀なくされています。今後の成り行きを注視して、研修会等が開催できる状況が整い次第、会員の皆さんへ計画内容をお知らせさせていただきます。

- (1) 生涯研修事業の企画・調整
- (2) 支部研修活動の推進・支援
- (3) 基礎研修会の企画・運営
- (4) スーパービジョン企画・運営（三者契約方式）
- (5) 認証研修の企画・運営

事業名	予定日	場 所
全国生涯研修委員会議	未 定	
東海四県生涯研修担当者会議	未 定	
基礎研修講師養成	未 定	
研修企画リーダー育成(認証研修)	未 定	
研修リーダー育成	未 定	
生涯研修制度オリエンテーション	未 定	
基礎研修Ⅰ	未 定	三重県社会福祉会館
基礎研修Ⅱ	未 定	三重県社会福祉会館
基礎研修Ⅲ	未 定	三重県社会福祉会館
スーパービジョン (SV)	2020年5月～	三者契約に基づく
認証研修(リーガルソーシャルワーク)	6月	三重県社会福祉会館

2 <権利擁護センター ぱあとなあみえ>

(1) 運 営

- ① 運営委員会の開催(月1回 第2土曜午前を基本とする)
- ② 小委員会の開催(家裁の依頼が多い場合 月1回 第4土曜午前を基本とする)
- ③ 日本社会福祉士会および支部主催会議への各担当者の派遣
- ④ 成年後見人候補者名簿登録及びぱあとなあ保険業務

(2) 成年後見人の養成と推薦

- ① 成年後見人材育成研修の実施
- ② 成年後見人名簿登録研修の実施
- ③ 家庭裁判所への受任候補者名簿の提出と推薦
- ④ 名簿登録者への現状(受任可否)確認

(3) 成年後見人等の受任者の支援

- ① 各地区担当者および個別支援者による受任者支援
- ② ホームページ等を活用した情報共有の推進・ぱあとなあみえ広報誌の発行
- ③ 成年後見継続研修の開催
- ④ 「事例検討会」の開催(6回)
- ⑤ ぱあとなあ活動報告書チェックの実施(8月報告書、2月報告書)
- ⑥ 家裁との連絡協議会開催(予定)
- ⑦ 三重県司法書士会リーガル・サポートセンターみえ支部主催の研修会への参加
- ⑧ 受任者支援体制の強化(相談会、個別支援、地区担当者からの支援)
- ⑨ 「成年後見実務様式集」の作成およびHP 掲載

(4) 権利擁護及び成年後見制度に関する研究、普及活動の実施

- ① 行政、地域包括支援センター等関係機関及び、三重弁護士会等関係団体との連携や協働による、成年後見制度利用促進の推進
- ② 関係機関及び関係団体への委員及び講師の派遣
- ③ 会員への研修情報の提供

- ④ 障がい者・高齢者の意思決定支援の研究
- ⑤ 県基金事業の受託
- ⑥ 研修体系の研究（受任者向け研修、未受任者向け研修など）

(5) 未成年後見について、子ども家庭委員会と連携

※新型コロナウイルス感染予防のため、研修や会議を延期または中止させていただく場合があります。

3 <高齢者・障がい者虐待防止委員会>

高齢者・障がい者への虐待防止に取り組みます。

- (1) 三重県高齢者・障がい者虐待防止チームへ会員社会福祉士を推薦します。
- (2) 虐待防止に関する必要な知識と技術を高め、支援の質の向上を図ります。
- (3) 第三者委員（施設虐待防止）の活動支援を行います。

4 <高齢者・障がい者福祉委員会>

(1) 三重県の受託事業として、「介護施設等における権利擁護推進員養成研修」を企画・運営します。

(2) 引き続き SW カフェを年1回開催します（時期、開催地は未定）。

(3) 定例委員会を開催します。（ただし、委員会事業がある月については可能な限り事業と同日開催とします）。

※三重県の受託事業は、一体化する予定。

5 <地域包括支援センター支援委員会>

(1) 三重県の受託事業として、「地域権利擁護支援研修事業」を企画・運営し、県内福祉関係者に権利擁護に関する啓発を行います。

(2) 県内市町・地域包括支援センターの虐待防止・対応に関する知識、技術の向上を目指し、職員間のネットワークの拡充を図ります。

(3) 高齢者・障がい者虐待防止委員会と協働し、虐待防止研修を開催します。

(4) 研修講師養成のための研修会へ講師を派遣します。

(5) 毎月定例の委員会を開催し、委員同士で情報を共有し、地域包括支援センターに関する課題等を検討します。

6 <ソーシャルワーク事業委員会>

これまで、ソーシャルワーカーデー（海の日）に企画運営してきた事業について、新たな企画を広く募集し、事業活動として展開していきたいと考えています。

7 <子ども家庭委員会>

(1) 子どもに係るすべての環境や社会に対して情報を発信し活動していきます。

(2) 様々な関連機関や他の委員会、支部ブロックとの連携をとっていきます。

(3) (2)に関連して未成年後見についても取り組んでいきます。

(4) スクールソーシャルワーカーの配置・推進を求める活動や研修に取り組んでいきます。

8 <司法と福祉の委員会>

- (1) リーガルソーシャルワークの基礎に関する会員向け研修会を企画して開催する予定です。
- (2) リーガルソーシャルワークに関心ある会員や一般の方向けの啓発について活動を模索していきます。
- (3) リーガルソーシャルワーク（認証）研修の開催について協働していきます。

9 <災害福祉委員会>

- (1) 東海四県での災害時の相互支援体制のための連携強化を継続していきます。
- (2) 委員会で、情報交換と課題の把握を行い今後の活動について協議を行います。
- (3) 県内の被災時に、本会会員が担っていける組織化に向けて動きを強化します。

10 <独立型社会福祉士支援委員会>

独立型社会福祉士支援委員会としての機能を高める組織体制を確立します。

- (1) 委員会及び独立型社会福祉士実践報告会を開催し、独立型社会福祉士各々の活動を支援するため、意見交換や情報交換を行い、会員相互のネットワークを深めていきます。（実践報告会・研修等は「独立型社会福祉士名簿登録更新研修」に準じた形式で開催します。）
- (2) 他県士会の独立型社会福祉士支援委員会との情報交換や交流活動を行っていきます。（他県からの講師を招いての研修を開催する。独立型社会福祉士全国実践研究集会に参加します。）

11 <地域福祉・相談委員会>

- (1) 三重県地域研究会と連携を取り、地域福祉の研修会の開催に取り組む。
- (2) 地域をフィールドに活動する会員相互の交流カフェの開催。